

施設基準による届出

令和7年2月1日

I. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II. 当院は、下記の施設基準の届出を行い、受理されています。

1. 入院基本料に関する事項

回復期リハビリテーション病棟入院料1

基本診療料の施設基準は、「回復期リハビリテーション病棟入院料1」を算定しています。

当病院では1日（0時～24時）に10名以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

又、看護職員の7割以上（実績）が看護師です。看護補助者は5名以上勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・ 8：30～17：30まで

看護職員1人当たり受け持ち数は6人以内で、看護補助者は12人以内です。

・ 17：30～21：00まで

看護職員1人当たり受け持ち数は16人以内で、看護補助者は48人以内です。

・ 21：00～8：30まで

看護職員1人当たり受け持ち数は24人以内で、看護補助者は48人以内です。

2. 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）の届出をしています。

3. 運動器リハビリテーション料（I）の届出をしています。

4. 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の届出をしています。

5. データ提出加算1（口）・3（口）の届出をしています。

6. CT撮影及びMRI撮影の届出をしています。

7. 入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

8. 外来・在宅ベースアップ評価料（I）の届出をしています。

9. 入院ベースアップ評価料48の届出をしています。

10. 医療DX推進体制整備加算の届出をしています。

11. 認知症ケア加算2の届出をしています。

「回復期リハビリテーション病棟入院料1」について

回復期リハビリテーション病棟は、脳血管疾患又は大腿骨頸部骨折等の患者様に対し、ADL能力の向上による寝たきり防止と在宅復帰を目的としたリハビリテーションプログラムを医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等が共同して作成し、これに基づくリハビリテーションを集中的に行うための病棟であり、回復期リハビリテーションを要する状態の患者様が8割以上入院している病棟です。

また、回復期リハビリテーション病棟入院料1は多くの重症患者を受け入れ、高い在宅復帰率を維持している病院にのみ届出できる基準です。